

岩手県告示第252号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成27年法律第70号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり同法第15条第6項に規定する食鳥検査（以下「食鳥検査」という。）を行わせる指定検査機関を指定した。

令和7年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定検査機関の名称 一般社団法人岩手県獣医師会
- 2 主たる事務所の所在地 盛岡市向中野五丁目28番27号
- 3 指定をした日 令和7年3月29日
- 4 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地 盛岡市向中野五丁目28番27号
- 5 指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務 次の食鳥処理場に係る食鳥検査の業務

食鳥処理場の名称	所在地
株式会社オヤマ 室根工場	一関市室根町折壁字愛宕下65番地